

徳島市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年12月2日

徳島市監査委員	稻井	博
同	藤原	晃
同	岡南	均
同	岸本	和代

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

教育委員会 総務課、学校教育課、給食管理室、青少年育成補導センター、教育研究所、幼稚園（加茂名南）、小学校（佐古、昭和、津田、加茂名南）、中学校（八万）、市立高校

2 対象期間等

令和2年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和2年9月15日から11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

教育委員会における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 施設使用料について、納入期限の設定が適正でないものがあった。
- (2) 施設使用料の調定額通知書について、決裁権者の押印がなく、決裁手続が適正でないものがあった。

2 支出事務

- (1) 請書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。
- (2) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。
- (3) 物品購入において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。
- (4) 施設修繕決裁において、決裁権者の決裁を受けていないものがあった。
- (5) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

3 契約事務

- (1) 契約書において、収入印紙が貼付されてないものがあった。
- (2) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。
- (3) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

4 その他

- (1) 出勤簿に押印がないものがあった。